

個人住民税を特別徴収で納めるときのよくあるお問い合わせ

Q 市民税・県民税(特別徴収分)の納入期限はいつまでですか？

A 各月分の納入期限はその翌月の10日までです。例えば6月分であれば7月10日が納入期限です。(10日が金融機関等の休業日であれば、その翌営業日が期限になります。)

Q 特別徴収税額の納入書を書き損じてしまったのですが、どうすればよいですか？

A 納入書綴りの後ろにございます白紙の納付書をお使いください。もしくは、本市ウェブサイト「市民税・県民税特別徴収分再発行納入書」を掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

Q 所得税で納期の特例を受けていますが、市民税・県民税でも受けるにはどうすればよいですか？

A 「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要事項をご記入の上、財政局納税管理課まで郵送または持参にて申請書を提出してください。※審査には概ね2週間程度かかります。申請書等は、本市ウェブサイト「納期の特例の申請と納入について」に掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

横浜市 納期の特例

検索

【提出先】横浜市財政局納税管理課

〒231-8313 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話:045-671-3096 受付時間:8時45分~17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

Q 普通徴収から特別徴収に変更する際、既に納期が過ぎた普通徴収分も併せて特別徴収にしてもらうことはできますか。

A 納期が過ぎた普通徴収を特別徴収にすることはできません。普通徴収の納期限前に「特別徴収への切替依頼書」が横浜市特別徴収センターに届くようにご提出ください。なお、口座引落としによる納付方法を選択しておられた場合、納期前であっても口座の停止ができない場合もありますので早めにご提出ください。

横浜市 異動届

検索

【提出先】横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話:045-671-4471 受付時間:8時45分~17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

税証明をスマートフォンで申請できます！

横浜市ではスマートフォンを利用して、24時間いつでも・どこからでも税証明を申請することができます。申請いただいた証明書はご自宅へ郵送でお届けしますので、**区役所等窓口への来庁が不要**です。また、郵送請求では必要な定額小為替や返信用封筒のご用意が不要となるため、大変便利です。是非ご利用ください。

(横浜市電子申請・届出システムへの利用者登録や、専用アプリのインストールが必要です。詳しくは申請ページをご覧ください。)

■取得できる証明書

市民税・県民税課税(非課税)証明書、納税証明書(※)、固定資産税に関する証明書(評価証明書・公課証明書)

(※ 一部対象外のものがあります)

■申請ページ

スマートフォンで、こちらのウェブサイトから申請ください。

(申請にはマイナンバーカード(署名用電子証明書が有効なもの)が必要です。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/shizei->

[shomei/online/gaiyou.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/shizei-shomei/online/gaiyou.html)

横浜市 税証明 スマートフォン申請 検索



【お問合せ】各区役所税務課 または 財政局税務課 (電話:045-671-2229 FAX:045-641-2775)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、パソコンやスマートフォンによる電子納税をご活用ください！

・スマホ決済 ・クレジット納付 ・ペイジー納付

横浜市税 納付方法 検索